

議案第46号

八潮市都市計画税条例の一部を改正する条例について
八潮市都市計画税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年6月1日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、この案を提出するものである。

八潮市都市計画税条例の一部を改正する条例

八潮市都市計画税条例（昭和48年条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第20項を附則第21項とし、附則第19項を附則第20項とする。

附則第18項中「附則第8項及び第10項」を「附則第9項及び第11項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第9項及び第12項」に、「附則第9項、第11項及び第12項」を「附則第10項、第12項及び第13項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第13項」を「附則第14項」に、「附則第14項から第16項まで」を「附則第15項から第17項まで」に、「附則第15項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項を附則第18項とし、附則第13項から第16項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第12項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

7 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の八潮市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の

一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。